

海外交流審議会

第3回外国人問題部会

外務省領事移住部政策課

< 会 議 開 催 概 要 >

1 . 日 時 : 平成16年 2月12日 (木) 15:00 ~ 17:00

2 . 場 所 : 外務省南庁舎 8 F 共用国際会議室 (8 9 3 号室)

3 . 出席者 :

(委員側) 手塚部会長、植本委員、北脇委員、衣笠委員、櫻木委員、佐藤委員、
谷野委員、塚田委員、寺嶋委員、新居委員、西原委員、朴委員

(事務局側) 鹿取領事移住部長、三好政策課長、中山外国人課長、片江邦人特別対策
室長、大村旅券課企画官、山口外国人課企画官

4 . 議 題 : 在日外国人及び日系人の長期的滞在に係る諸問題

手塚部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから海外交流審議会第3回外国人問題部会を開催させていただきます。

本日は、御多忙中にもかかわらず、全委員の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議題が盛りだくさんでございますので、早速議題に移らせていただきたいと思います。

また、本日も前回の総会と同じように、外国人問題に関係する省庁より御関係の皆様方、具体的には内閣官房、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、そして警察庁からオブザーバーとして、8省庁10名の方にお越しいただいております。

本日の議題でございますが、本日の議題につきましては、前は「短期的な滞在に係る問題」ということで御議論いただきまして、本日の議題につきましては、「長期的な滞りに係る諸問題」をテーマに文化ギャップあるいは価値観・習慣、宗教・道徳、言語政策、教育、意志決定プロセスへの参加など、いろいろな問題があると思いますが、それをこちらで取り上げて御議論をいただきたいと思います。

まず、各テーマにつきまして、それぞれの御議論をいただくには時間が不足すると思われるので、3つくらいにくくって御議論をお願いしたいと思います。1つ目は「文化ギャップ、価値観・習慣、宗教・道徳」ということでございます。

それから2つ目を「言語政策と教育」。

そして3つ目を「意思決定プロセスへの参画」ということで御議論をお願いしたいと思います。

なお、最後に本年の秋までに取りまとめる答申の在日外国人問題関係部分の骨子をこれからつくっていただいたり、つくっていくんですが、それに当たりましてのポイントをまとめてみましたので、これにつきまして皆様の御意見を伺いたいと思います。このポイントにつきましては、3月の総会で再度議論し、本年夏ごろには関係省庁や経団連等の関係者のヒアリングを行って、秋には答申をまとめるというスケジュールでございます。

まず第一に、本日の議論に入りたいと思いますが、第1点目の「文化ギャップ、価値観・習慣、宗教・道徳」について、問題の所在について座長の方から簡単に申し上げたいと思います。

我が国に長期にわたって滞在される外国人にとっての最大の課題は文化、習慣、価値観等の違いがございまして、それを乗り越えていかに日本社会の一員として溶け込んでいくかということにあると考えたいと思います。その意味では、外国人本人が周囲の日本人の文化、習慣、価値観を理解し、それを尊重していくように努力することは勿論重要ですが、日本人側が、それらの違いを理解し受け入れていく寛容さが必要となるということだと思います。現在、世界的にいろいろな宗教上の問題等々ございまして、日本も今後の状況を見ますと、こういう問題がいずれたくさん出てくるということでもあります。

我が国に中・長期に滞在する外国人は、およそ不法滞在者も含めることにいたしますと、既に200万人を超えております。その数は、今後も増え続けていくということは予測され

ておりますし、事実そうになっていこうと思ひます。確かにこの10年間で日系人及び研修生・技能実習生等が著しく増加してあります。これは資料をあらかじめお送りさせていただいてありますので、ごらんになっていただけたと思ひますが、このような人々についても、数多くの問題が指摘されてあります。そして、現在、日本で受け入れている高度な専門性を持つ者について見ますと、これらの人々の数はむしろそれほど増えていないという問題がございます。以上のことを考えますと、日本は外国人にとって果たして住みやすい国なのかどうか、外国人をうまく受け入れるためのどのような点を改善していけばいいのか、その他の点につきまして、改めて議論する必要があると思ひます。

最近、ある外国人と会いましたら、結局、こういうことを言っていました。日本では給料が安い、それから休暇が取りにくい、就業時間が終わっても面倒な夜の付き合いがある。これは文化ギャップの最たるものだと思いますが、そして、日本人に関しては、はっきり物事を言わないので本音が見えない。

それから、一種のセニョリティー・プリンシプルの訳なんでしょうけれども、年上ということで威張る。そして、外国人に対して壁をつくっているというような感想を持つ人が少なくないということを痛感する次第であります。

そんなこともございますので、皆様に、御発言いただきながら、第1点目の文化ギャップ、価値観・習慣、それから、宗教と道徳につきまして、考えてまいりたいと思ひます。

それでは、どうぞよろしく願ひいたします。委員の皆様より御発言をお願い申し上げます。

御参考までにちょっと話題として今までの議論の中で重要なポイントだと思われる今日の議論にも関係すると思ひますが、1点、御参考までに申し上げますと、在日外国人と価値観の相違が存在するということを意識しながら、地域社会との摩擦や生活上の問題を解決していかなければいけないということ。

それから、最近、殊にそういう傾向が強まっていますが、一部の外国人による犯罪によって、日本に住んでいる在日外国人のほとんど多数の方は善良で、きちんとした仕事をされたり、勉学にいそしんでおられるんですが、そういう在日外国人のイメージが傷つけられるのが問題であるというような点。

それから、在日外国人の労働者の深刻な状況というのが知られていない、この点での広報が足りないのではないかというようなこと、これは私どものこちらの部会であった御意見です。

いかがでしょうか。

谷野委員 どなたも御発言がないようですので、ちょっとお許しを得たいと思ひます。

まず、今回から関係省庁の方々にオブザーバーという形で御参席を得たというのは大変勇気づけられます。私も役人生活が長かったわけですがけれども、今日のこの日本をどういうふうに変えていくのか、本審議会のテーマに則して言えば、外国人にとって住みやすい社会をどうつくっていくのかというのは、やはり各省庁にまたがる話で、そこに御参席の

若い方々、皆さんがそういう問題意識を各省庁の垣根を越えて、共通のものとして持っていただくことは非常に必要なことだと思います。ですから、私は、大変勇気づけられるところであります。

日本の文化、慣習について、それはそれで日本にいらっしゃる外国の人たちに理解を求め、それについて習熟してもらおうということは勿論必要でありますけれども、私は最近、つとに感ずることは、日本も変わらなきゃいけないところも多々あるなど改めて思うんです。私は今、民間の企業におりますけれども、例えば、外に出て行って仕事をする場合、これは日本人が、外へ出てゆく話ですから今日のテーマとちょっと違うんですけれども、中国なら中国で、いろいろなところに事業を展開する。中国の人たちとともに汗を流し、協働、共生、同じ目線で仕事をする。しかし、そのところは日本の企業はまだまだ残念ながら不得意だというふうに思います。

この間、中国のある学者と話しておりましたら、日本の企業がやっていることは、単に日本にある工場を中国大陸に移しただけにすぎない。日本人同士で固まり、トップは全部日本人が占める、中国人は手下として使う、要するに工場を移転しただけで一つの企業として、中国の風土になじんで経営されているわけでは必ずしもない。中国人の知恵を存分に借り、彼らと一緒に同等の目線で中国の市場に取り組むということが、欧米の企業に比べて日本の企業は極めて不得意だというんです。私もそう思います。

今、手塚先生がおっしゃった、はっきり物を言わないというのは、中国の人が日本人についてよく言うことなんです。日本人は、8割を言っておけば、あとの2割をわかってくれるはずだと。その上で10割やってくれて答えを返してくれれば、100点満点だと。しかし、中国人は、やはり10割きちっと指示をしてくれないと、残りの2割を意をくんでやってくれと言われても....ということをよく言うんですね。

日本はアジアに変われといろいろ注文を出してきました。私がおりましたインドにおいても、あなた方はここを変えてほしい、こうしてほしいと注文し続けたわけですが、そういう日本も変わらなければいけない。ひとりよがりではこれからの国際社会できちんと身を処していけないというふうに思います。

手塚部会長 ありがとうございます。企業が国際的に海外進出するということが非常に多いわけですが、御指摘の点は、大いに1つの側面として、その辺強調してみたいと思います。

衣笠委員 今は、1番の文化的なギャップという問題からしますと、一方的にこちら側がこうだというよりも、むしろ、例えば、我々が外国に行くときには、それなりにその国の習慣なりそういういろいろ日本と違うことを調べていくわけですから、これは一概にこちら側ばかりではなくて、そういうふうな、日本というのはこういう国ですよと、入る人にそういうふうな何らかの方法で伝えるとか、そういう方法も1つあるのではないかと。

もう一つは、外国の方から見れば日本人というのは本当に不可思議だというのは確かにいろいろな面があると思うんですが、1点は、日本人というのはやはり外国の人間に慣れ

ていないというのが私は一番大きいのではないか。日本人の中にふっと外国の人がいたら、やはり日本人は引いてしまうところがどうしてもあって、特に議論になった場合には、言葉という問題が大きな壁で、日本の教育というのは、外国語の教育を余りしていませんので、特にそういうふうにもどうしても壁ができてしまう。だから、この点は日本人も外国の人に慣れる機会、今日、ちょうど、この浜松市の資料を見せてもらって、ああそうだなと、こういうふうな部分で文化的な交流、またスポーツの交流によって外国の方になれるということも日本人はこういうものを埋めるには1つの方法論としてあるのではないかと、だから、お互いに歩み寄りながら、こういうもののギャップは埋めるという方法、何らかの形が取れないかなと思うんですけども。

手塚部会長 どうもありがとうございます。大事な御指摘だと思います。

北脇委員 今、資料としてお配りしました、浜松の外国人市民会議の提言のことにちょっと触れていただきましたので、議論の材料として浜松の現状を少しお話ししたいと思います。

浜松市も、その他の外国人市民の多い都市と同じように、特に外国人住民が大勢住んでいる団地などにおいては、文化ギャップとか価値観・習慣の違いによるトラブルがいろいろございます。例えば、よく言われるのは、1つはごみ分別の問題で、ごみの分別をせずに出すとか、決められた日時に決められた種類のごみを出さないというようなこと。それから騒音が問題で、夜中まで大きな音を出すとか、多くの友達を招いて夜遅くまで騒いでいる。音楽を夜遅くまで大きくかけているというようなこと。駐車の問題でも、駐車スペースが決まっているのに、勝手に認められていないところに止めるというようなこと、そういったことが公営住宅などでよく問題として出ております。そういうことについての対応としては、浜松市でも地域共生会議というような名前で、団地で、外国人の代表者の人と自治会の関係者が一緒に問題を討議するような場をつくる。それを市の方でもお手伝いするというようなことをやっておりますし、また、外国人の皆さんの方も、いろいろ戸惑いもあるということも事実でございますので、いろいろな外国語による生活相談とか、外国人市民のカウンセリング事業、そういったもので問題解消の手助けをしているということでございます。

それからもう一つは、ただいま資料として配付させていただいた、外国人市民会議というようなもので、外国人の代表者にも一緒に地域の問題を考えていただいて、そういう外国人自身も、地域の中に溶け込んでいくような、そういう努力をしていただく、そんな取り組みをしております。

そういう中で感じるのは、基本的には外国人の皆さんにも日本社会のルールを理解して、それを身に付けていただきたいということが基本でございます。

もう一方で考えなくちゃいけないと思うのは、ごみの分別のことを例にとっても、公共的なサービスが住民側の非常にきめ細かな協力によって成り立っているという部分があるんですね。それは、あるいは日本人の几帳面さによって支えられているようなところもあ

るものですから、外国人が増えてきたときに、几帳面なことを求めるといふ社会システム、そのままいいのかと、そこはちょっと日本社会の側も変わっていかないと、手塚先生おっしゃるような地域社会の統合ということができない部分があるのかなというふうなことはちょっと問題点というふうに感じているところでございます。

手塚部会長 両委員の問題提起されたのを自治体の中でどうされているかという1つの浜松市のお話だったと思います。いかがでしょう。

寺嶋委員 今、議題になっているのは、御案内いただいたところの文化ギャップ、価値観・習慣、宗教・道徳というところまで、言語以下はまだですね。

手塚部会長 はい。

寺嶋委員 こういうカテゴリーで書いてありますものというのは、同じ日本人でも世代間で随分価値観も違いますし、まして、異民族であれば当然違ってくるものでありますから、それはお互い違うものを持っているということをお前提にして、それを尊重しながら、しかし、外国人の方が日本に来られたらできるだけ郷に入れば郷に入っていただくという方向で支援するというのが本筋かと思えます。ここに挙げられているもののうち、宗教については、心の問題ですから、こんなところに余り踏み込んではいけないのではないかと。どういう意味で宗教が挙げられているかわかりませんが、当然、違う宗教を信じていることはあるんですけども、だから、どうできるというものではないし、踏み込んではいけないものだと思うのです。

他方、ただいまルールとか習慣とか、これはちゃんとコミュニケーションが取れば、ある程度守ってもらえる、守ってもらうことを期待してよい分野だと思います。

そこで、最初に念を押したのは、そういうコミュニケーションの阻害の要因がやはり言語にあるのではないかと。今のお話しのごみの収集のルールなども、都市によっていろいろルールが違いますが、余り細かく分かっていると、日本人である我々だってなかなか理解できなくて、その曜日に出してはいけないものを出したりしてしまうわけなので、まして外国人であればよほど丁寧に教えてあげないと守ってもらうことは、仮に意志があっても難しいのではないかと。その辺は今、自治体でどの程度御努力をなさっているかわかりませんが、よほど気を配ってあげないと無理があるのではないかと。思えます。

ここから先はまた言語の方に移ってから申し上げたいと思えますが、ここで、文化ギャップその他の問題を論ずるに当たっても、やはり真っ先に来るのは言語の障害ではないかと思えます。

手塚部会長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。

佐藤委員 ちょっと抽象的過ぎて何か議論がわからないんですけども、例えば、文化というときに、私どもは留学生を相手にするんですけども、留学生交流の最終的な姿って何なのかとよく言われるんですね。そうすると、「私には、中国人の友達のAさんがいます」ということから、「私の友達のAさんは中国人です」というふうになるのがいいことではないかと言われるんですね。

つまり、申し上げたいことは、中国という枠をつくってしまって、その枠でもってその人と交流をしていくと、非常にある種の偏見というものができてしまうのではないかと、そうすると、文化というもののある種のステレオタイプ化みたいなものが非常に強い。

例えば、先ほど問題になりましたけれども、本当に日本人というのは、物を申さないのかというと、世代によっても違うだろうし、状況によっても全く違うわけですね。そういう文化のステレオタイプをどう壊していくのかということが、つまり、逆に言えば、そういう交流の場をどうつくっていくかということがやはり一番大事なのではないのか、しかも、それをただ、日本人の側の意識の改革というのは非常に抽象度の高いことではなくて、具体的にそれをどういう場の中でどういうふうにつくっていくのか。

例えば、さっきの言語の問題で言いますと、行政と外国人とのコミュニケーションも浜松などではうまく行っているのかもしれませんけれども、例えば、多言語、多文化、多言語的なサービスが果たしてあるのかどうかということも含めて、どういう場づくりということを具体的な形で議論していくことが必要なのではないかと。

例えば、留学生で言いますと、授業と一緒に出ていても交流にはならないんですね。これは先生も御承知だと思いますが、つまり、日本の大学の講義というのは一方的な講義が多いものですから、そこで、具体的に外国人の留学生と日本の学生を交流させていくためには、具体的な場をどうつくっていくのかということが非常に必要であって、そして、その交流を通して実は文化というものが変わっていく、恐らく両方が変わっていかねばいけない部分があるわけですが、その交流というものによって初めて変わっていくのではないのか。

ですから、結論から言いますと、自治体であってもいろいろな学校であっても、いろいろな場の中で具体的にどういう場を設定していくのかということがすごく大事になってくるのではないかと。そこについて少しやはり議論を深めていく必要があるのではないかと考えております。

手塚部会長 いかがでしょうか、そういう交流の場ということなんですが。

櫻木委員 前日も出たお話で大変感動したんですが、外国人との問題をどうしても外国人の方がこちらにどういうふうになじんでいただくかという問題にとらえがちなんですけれども、そうではなくて、先ほどお話も出ましたように、日本人が変わっていかねばならない、国際的な流動化している中でどうしても日本人自身が変わっていかねばならないのに、積極的に自分たち日本人、私たちが変わるための、言ってみれば先生であるというとらえ方を積極的にすべきではないかと思うんです。今までどうしても受動的といたしますが消極的な発想にとどまっていたと思うんですが、むしろこれを契機に積極的に関わっていく、それは具体的には多分、現実的な教育の場ということになっていかざるを得ないのではないかと思いますけれども、また、教育の問題というのは後ほど出てくると思いますが、この教育というものも、日本の子どもたちの教育という観点から、これからの国際人を育てるにはどうしたらいいか、そのために、せっかく居てくださる外国人とどうい

うふうに係わっていくかという、そういう見方が必要ではないかというふうに思うんです。

西原委員 私は日本の教育の現場におりますので、学生たちとそのことに関わる人が多いのですけれども、概論的なところで活用する本がございます。電通総研と日本リサーチセンターが出した『世界60ヶ国価値観データブック』というものなんです。それは世界60か国の人々に、ある事柄についてどう思うかということのを問うて、それをまとめてデータブックとして出版しているものなんです。先ほど出ている企業の文化とか学校文化、それから社会生活、非常に多岐にわたったカテゴリーで、それをどう思うか具体的な質問でまとめられています。

例えば、警察の言うことは信用できると思うのか、テレビの言っていることはどの程度本当のことだと思うのか、というようなことから、宗教は生活にとってどの程度大切かと思うかというようなカテゴリー、それから、いい子ってどんな子なんだろうというようなカテゴリーになるんですね。働きにくる外国人労働者に対して政府はどう対処すべきだと思うかという質問もあります。具体的な質問としては自分の身に引き付けて、思っていることを答えればよろしいのですけれども、そのまとめ方がかなり見事に、その国や地域の人々がどのようなことを考えているかデータになっているものなんです。

私が申し上げたいと思いましたが、そういうことがシラバスに、きちんと書かれているような外国人理解教育、国際理解教育あるいは開発教育が日本の子どもたちの教育課程の中にもあるべきだと思います。これは成人に対する教育ということでも活用されていいのではないかと思うのです。人々の宗教観、企業価値観、生活価値観というものの在り方を、カテゴリーに分けて論じることができるような理論的な背景があって、教育シラバスというものが成り立つ、ということが必要ではないかと思いましたが。

先ほどの、日本人は物を余りはっきり言わないということ、例えば、コミュニケーションの領域の言葉で言いますと、「高文脈コミュニケーション」、「低文脈コミュニケーション」というふうに区別しております。日本は高文脈コミュニケーションの最たるところで、低文脈コミュニケーションの最たるところはドイツというふうに国別に分類されたものがあるのですけれども、日本人の「高文脈」というのは、文脈によって言葉にしなくても、内容が伝わると考える場合には言語の量を減らしていくというコミュニケーション・パターンを持っているということを言っております。ドイツのように低文脈の場合には、言葉にしないことはコミュニケーションされないというふうに考える。つまり、察するということをしないコミュニケーションということになるかと思うんです。

コミュニケーションの研究領域で、この国はこの辺だというようなことがレイアウトされているような資料があります。それらのものを活用して、今言った成人に対する教育、それから子どもたちに対する国際理解教育というものを組み立てていく必要があるのではないかというふうに感じています。

手塚部会長 どうもありがとうございました。

朴委員 簡単に申しますと、コミュニケーションというのは、一方的なある一つの方向

性を持っているのではなくて、双方向で成り立つものだと基本的に考える。そうなったときに、外国人だから外国人、日本人だから日本人ということではなく、日本人と外国人が腹を割って話をするようなチャンスが増えれば増えるほど何が問題なのか、何がよくできているのかが見えてくるわけですね。いつも日本人は日本人で考え、外国人は外国人で考え、これが問題だ、あれが問題だ、といったような形では、なかなか本来あるべき姿のコミュニケーションにならないと思うんです。それが可能になるためには、まずいろいろなツールとしての言語問題をどうするのか、互いの文化を理解するためには何が必要なのかを考えるべきだと思うんです。

それで、提案したいのは、中間項としてのやる気のある人やリーダー、ボランティアやNPO、NGOも活用できるシステムを考えるのが先でないかと思うんです。

例えば、外国に住んだ経験がない人が外国人がああだこうだと言っても、なかなかイメージが浮かんでこないでしょうし、そうかと言って、外ばかり見ていた人が日本はどうだと言ってもなかなか見えてこないのと同じで、両者の真ん中に立っているような部分を生かしていく戦略を立てるのが大変重要な、政府の立場としてもやるべきことではないかと思っています。中間項をつくりませんか。

手塚部会長 どうぞお願いします。

植本委員 文化ということも含めて、一番最初におっしゃった、日本がどう変わっていくことが必要なのかということと非常に大きく関わってくると思います。つまり、内なる国際化と言われて久しいわけですが、本当に私たちはそれを身につけたのかが問われているのだと思うんです。いろいろお話が出てくるころの共通項のところを考えてみたら、本当に多様性を尊重する文化づくりを自分たちができているのかどうか問われていると思うんです。

冒頭、手塚先生の方から、本当に善良な外国人の人たちが、逆に何か事が起こればターゲットになったりという不幸なこともあるという御紹介がありました。拉致問題が一昨年オープンになったときに、在日朝鮮人の高級学校等の子どもたちが通学途上で暴力を受けるといったことが随分と起こりました。

そのことは、先ほど御紹介があった「友達は外国籍の友達」ではなくて、「友達のだれだれさんがたまたま外国籍の人だ」というところまで関係がつけれる、それをどう地域社会でつくっていきけるのかということです。学校や地域社会の中で、本当に他文化を認め合えるような関係をどうつくっていくのかということです。先の事態が発覚した時、大阪の知事は「そのようなことを日本人がやっちゃってごめんなさい」と、朝鮮人学校の人に謝ったわけですが、そういうときに自分たちはまだまだ差別の心を持っていたんだということ、率直に認め、繰り返し発信するということ、特に行政の中では必要になってくるでしょう。学校も含めて地域社会の中での責任を持っているリーダーの人たちが、心の底からやれるような環境をどうつくっていくのかということ。非常に道は遠いわけですが、さまざまな手段、ツールを使うその肝心のところは、文化の問題であると同

時に、一番根底にある生き方の問題みたいなものまで、わけ入った話がどうできているかということではないかと思えます。

手塚部会長 大体、御意見、文化ギャップ、価値観とか習慣とか、宗教・道徳の問題というのは、これは非常に大きいものなんですけど、それが少しずつ出かかっているかなという気はしております。勿論それぞれの文化や価値観や宗教や道徳を尊重し合うということは非常に大事なことだと思いますので、そういうものを子どものときから学ぶあるいは学校などで教えていただくということが実際に、一番いいのは、いろいろな国から来た方が一緒に何かをやるということができれば一番いいんですけども、まだそこまでは行っていないのかなというのが実情でしょうね。

手塚部会長 いかがでしょうか。

塚田委員 1点、ちょっと私が今お話を聞いていて感じたことなんですけれども、卑近な話で大変恐縮なんですけれども、私、今、自治会の役員をやっているんです。それで、いろいろな人間に聞きますと、例えば、都会でマンションみたいなところの自治会、それから、郊外でニュータウンみたいなところの自治会、こういうところは自治会を構成しているメンバーがみんなほぼ同質ですから、割にいろいろなことがスムーズに行くんです。

ところが、いわゆる旧市街地の中に新たに家が建って、昔から住んでいる人と新たに入ってきている人が重なっているところなどの自治会の運営は大変難しいんです。私のところはニュータウンだから自治会運営は割とやりやすいんです。

要は、日本人の間にもはっきり文化ギャップがあって、どの文化がいい悪いではなくて、例えば、農村には農村の文化があるし、それから、町屋には町屋の文化があるし、ニュータウンにはニュータウンの文化があるし、そこのところに違った文化を持っている人が、あるいはそういう環境の中でそういう方がお見えになりますと、それは別に外国人と日本人との問題だけではなくて、必ずそういう問題はやはり起きてくるんです。

その次に何を申し上げたいかということ、例えば、自分の地域に戻りますと、防犯の委員会があったり、青少年を育成するための委員会があったりとか、それから、防災の委員会とか、さまざまな行政の下請と言っては言葉が悪いんですけども、行政からいろいろお声がかかりもあって、やっているのがあるわけです。しかし、それは実態から言いますと、かなり自治会とあるいは昔流の農村で言えば区とか、そういうところとほぼ重なっていて、それは順ぐりでやっていたりとか、あるいはその地域の中でも重立ち衆の方がお世話をやっておられたりとかということで、そういう中でさまざまな苦情処理も実はされているんです。

例えば、隣の人にうるさいからといっていきなり言わないで、自治会長を通じて言うとか、それから、もう一つは、ごみの捨て方が悪いという話でも、直接本人に言うと問題が生じるから自治会を通じて言うとか、道路のあそこの角が欠けていて、水がたまっちゃって、雨が降ったときには水がかかるから、市役所に直してくれということ、例えば一人の私が言いに行ってもなかなか聞いてくれないんですよ。ところが、自治会長が行くと聞

いてくれるとか、つまり、今の日本の行政サービスと言っではおかしいんですけれども、ごみとかさまざまなことについて、結構、日本の文化というか価値観というか道徳というか、そういうところに依存をして行政が行われている面が結構大きいんだと思うんですよ。

だから、一々言わなくても、知っているでしょうとか、それから、回覧配りましたよと、こういうことでみんなは知っていることになっているし、知らなくても知っているような顔をして生きているというのが、多分、同じ日本人でも、初めてその地域に入った人は理解できないし、まして外国人の方は理解できないんだと思うので、そういう点で言いますと、勿論、日本人一人ひとりが外国の人たちと多様な文化なり習慣なり道徳観があるわけで、それが共生できるように、我々、日本人が向こうに合わせなきゃならぬということではないんです。多様性を認めるということですか、それを歓迎するというふうになっていくことは大事なんですけれども、それはそれでそのとおりなんですけど、結構、行政的なコストというか手間というか、今までのような日本の文化、日本の習慣、日本人の道徳観に依存した上での行政というのが、私は特に市町村では難しくなってくる面もあるのではないかと、そういうところの工夫をきちっとやらないとだめなのかなという気はしますね。

それからもう一つは、領事館でボランティアを領事の方が何人か行っておられて、今日の資料にも配ってありましたけれども、案外、そういう点で言いますと、海外の経験を持っておられる方とか、そういうことに関心のある日本人の方も多いわけですから、そういう方々に、1つはボランティアとして、行政の助けをしていただくとか、先進のところではやっておられることだと思いますけれども、そういうことも結構大事なのかなと、一人ひとりの日本人が変わるという前に、そのことは大事なんですけど、この審議会としては、行政のところはどういう負荷がかかっているか、あるいはどういう改善をしなければならぬかと、何かそういうこともきつとありますねということをお指摘しておくことも大事なのかなと思いました。

手塚部会長 どうもありがとうございます。

いろいろ御議論があると思いますが、第2点目の「言語政策、教育」、より具体的になると思いますので、そちらに移りながら、お気づきの委員の方は、第1点と重なると思いますし、御意見いただいても結構だと思います。

まず最初に、こちらから、若干問題提起させていただきたいと思いますのは、長期に滞在する外国人は、結局、日本社会にとけ込めるかどうかというかぎは、日本語能力で、日本語をある程度習得できなければ、結局両方ともお互いに壁ができてしまう。文化、習慣、価値観の違いを乗り越えることが難しいし、それが越えられればやさしくなる。そういうことで、長期に滞在する外国人の方々の子どもさんたちにとっての日本語の習得がとりわけ重要になっております。

最近、とりわけ注目されている点は、日系人の子どもさんたちがたくさん日本に来ておられますが、その子どもさんたちがどうしても不就学になるということになる。それから、不就学になりますと、お父さん、お母さんが働いていますから、昼間、町の中において、結

局非行に走るといようなこと。

それから、その根底には日本語の能力が十分でないということがある。文部科学省も、必要な学校に加配教員を派遣する、そういう措置を取っておりますけれども、自治体からはいまだ対応が不十分であるという声が聞かれます。勿論、NGO、NPOが課外授業を行うといようなことも行われればいいわけですが、行政で十分対応できない部分を補っているのはそういう方たちだと思います。この点については一番現場で御苦労されている北協委員に、後ほど御意見を伺いたいと思います。

他方では、我が国でも多くの外国人学校がございます。多くの国の言語とカリキュラムに基づいて教育を行っているわけです。日本語で、日本のカリキュラムに沿った教育を受けることが多くの外国人の子どもにとって容易でないという実情から見ると、これらの学校の果たす役割が重要であります。

最近、外国人学校の卒業生に、国立大学の門戸が開かれるということがかなり進んでおりますが、例えば、ブラジル人学校は何らかの公的支援が得られればもっともったいいなという話がありますが、その公的支援が得られないという指摘もございまして、これらの点を御議論いただきたいと思います。

それでは、ちょっと皮切りで大変恐縮ですが、北協委員に御発言をお願いしたいと思います。

北協委員 教育と言語の問題は、今までもいろいろ議論が出ておりますけれども、まず、浜松市の子どもたちの就学状況のことだけ最初に申し上げたいと思うんですが、浜松市の場合は、市立の小中学校に通っている子どもが53.2%、それから、外国人学校に通っている子どもが30.9%、それから、不就学が15.8%という調査結果があります。これは、不就学の割合がどれぐらいかということはなかなか正確な統計がないようなんですが、一説には3分の1が不就学ではないかという全国的な見方もありますので、浜松市の場合は不就学の割合は総体的に小さいのかと思いますが、その1つの要因は、外国人学校が4つありますので、そこへ通っている子どもが多いということが寄与しているのではないかと、現状の統計的なものとしてはまずそれを申し上げたいと思います。

今申し上げたことからわかりますように、いわゆるブラジル人とかニューカマーと言われる人たちの受け皿としては、公立の小中学校が一番多いわけで、半分を超えているんですが、そこでの現場における問題点、どういうことが言われているかということを経験の材料として申し上げたいと思います。

1つは、小学校低学年から編入された外国人の子どもは日本語と学校の授業を理解できるようになる場合が多いけれども、高学年になって編入した子どもは、日本語能力の習得が不十分であり、授業も付いていけない場合が多い、特に、中学校で途中入学した子どもは、学力が付いていかないため、高校進学ができずに就職してしまうといったような子どもがほとんどであるということがございます。就職といってもなかなか簡単ではないということがございます。

それから、公立の小中学校では、外国人の子どもにとってどのような教育が必要なのか、明確な方針が考えられていない、これは文部科学省からもそうしたものは出ていないと思います。そうしたこともありまして、外国人の子どもの受け入れについて、学校としてのシステムそのものが確立されていない、そういうことで、公立の学校においては、日本人の子どもの教育問題が優先されてしまって、外国人の子どもへの対応が二の次になっているという問題があります。文部科学省の対応としては、加配教員と言いまして、教員の数を多く割当てるという制度がありますけれども、その制度によって増やされた先生というのも、外国人児童にとっての母国語を話せる教員というものはほとんどありませんし、また、外国人に対する日本語教育過程を履修した教員もほとんどいないということで、普通の先生がただ増えているというだけというところに問題があると感じております。

それから、浜松市でも、外国人児童のための言葉の教室をやっておりますが、これについても、日本語教育について自治体レベルでは十分な指導カリキュラムが確立されているとは言えないという状況でございます。ですから、日本語教育についてもちょっと試行錯誤的な経験に基づく対応という状況にあります。そういう中で、また、外国人児童に対するいじめとか、また、外国人が1つのグループをつくって、暴力を振るうとか、そういったような問題もあるのは事実でございます。また、外国人の保護者と学校当局とのコミュニケーション不足というような問題も指摘されております。公立学校が主たる受け皿になっていると、そのことによる問題点は以上のようなことがございます。

それから、外国人学校については、余り細かい話をすると長くなってしまおうんですが、今の浜松市の外国人学校はいずれも法人格を持たずに、日本の教育制度の中では私塾というような扱いになっております。それを何とか準学校法人ないしは各種学校というふうに認めていきたいということで、その設立要件の規制緩和を構造改革特区で申請しましたが、これはもう県の問題だということで却下されていまして、今、県と協議中なんです。

どういう規制緩和を求めているかということ、基本的に準学校法人や各種学校の場合は、校地や校舎について自己所有ということが基本的な要件になっているということで、そうなりますと、外国人学校は土地、建物を自己取得して学校を開設するというのはなかなか困難ということで、この辺の要件を緩和してほしいということ、今、取り組んでおります。

それから、もう一つだけ付け加えさせていただきますが、日本語教育の件については、子どもたちに対する日本語教育のみならず、大人の外国人に対する日本語教育も大変大事だというふうに思っております。私どもが行った外国人市民に対する調査では、期待する行政サービスとして、日本語教育がトップに来ております。ただ、この点についてまた実情を御紹介しますと、多くの外国人市民は、仕事や勤務時間のシフトなどによりまして、決まった学習時間帯を確保することが難しいということで、日本語教室を用意してもなかなか通いにくいというようなことがあります。

その一方で、浜松の場合はいわゆるエスニック・インフラというものが相当整備されて

いるものですから、日本語能力がなくても、生活できる環境というのがありまして、当人たち自身も切実な学習の動機を持っていないという面もございます。そのために、日本語教育を受けようとする場合においては、時間とか場所の条件が本人の希望に合い、また、受講料もリーズナブルといいますが高くない、また、楽しくてわかりやすい授業というようなことでないと、なかなか学習に参加しないというような傾向がございます。

そういう中で、浜松市も、日本語ボランティアの養成講座とか、日本語教師スキルアップ講座などやっております。そうした中から日本語教室をやるボランティアのグループも出てきておりますけれども、ただ、その日本語教師といいますが、ボランティアの養成は毎年毎年やっているんですが、そういうボランティア講座を受けた人が実践につながっているかというところではなくて、講座を受けただけにとどまってしまっていて、実際の日本語教育を外国人にするというような実践に結び付けていく仕組みがまだまだ不十分だという問題点もあります。

地域における実情ということで教育の面と日本語教育のことについて紹介させていただきました。

手塚部会長 どうもありがとうございました。大変参考になるいろいろな点が出てきたと思いますが、御意見、御発言お願いしたいと思います。

西原委員 言語政策というのが1つテーマに挙がっていましたが、その言語政策が必要だと思います。今まで日本の中で言語政策というとまさに国語政策だったと思うんですね。最近まぜ書きをやめようとか、常用漢字を小学校で学習せさようとかいうことが新聞の話題になっています。また印刷業界の中で、第1水準、第2水準とか決めるのも言語政策でしたけれども、日本語の問題を世界的な視野から考えていく言語政策というものが欠如していたと思うんです。これは文部科学省だけの問題としてでなく、日本の社会全体の問題として国際コミュニケーションのための言語政策というのがあってしかるべきだと思います。日本語は、日本国内では共通に通用する一番可能性の高い言葉ですから、それをみんなが学習できるようにするというのもその政策の中で第一に取り上げるべき観点というふうに考えております。

同時に、先ほどの価値観でも関係があることですが、異なった背景を持つ人たちがそれに誇りを持つということもないと一方的な適応のみに終始した言語政策、日本語教育が必要というふうになってしまいます。そこだけで止まってしまうと非常にゆゆしい問題であるように思います。

言語政策の中に、日本人が学ぶべき外国語というのも含めるべきなのではないかと思えます。いまは英語教育が全世界を席卷しております。英語がどこでも大事だと言います。けれども、それを一本化してしまうのではなく、例えば、浜松のような地域では、小学校、中学校の第一外国語が英語だけでないというような、そういう外国語教育の可能性も含めた言語政策というのが必要であると思えます。

そして、その言語政策の中には、学校教育でなく生涯教育における言語政策、先ほど北

脇委員がおっしゃったように、学習したくてもできないでいる、制度に柔軟性がないために、学校や教室に適應できないでいるようなところに言語サービスをどういうふうを提供していくかということも言語政策の1つと考えなければいけないのではないかと思います。そのためにはお金をかけなければだめだと思います。精神だけでは恐らく一つ一つの具体的なことは実行していかなれないでしょうから、本腰を入れて国のお金あるいは地方自治体への交付金を増やしていく。その中で、言語政策がきちんと実行できるような形を取るといふふうにしていただけたらと思います。

手塚部会長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。

谷野委員 今のお話でちょっと思いついたんですが、脱線ですが、漢字の世界、これを世界に広めていこうという場合に、欧米人の学者たち（彼らの多くは中国語を勉強し、日本語も勉強する）は大変苦労している。というのも、今この世の中に1つの漢字の書き方について三通りあるわけです。一番複雑なのが台湾（戦前の日本もそうでした）、それからその次に簡略化されたのが今の日本、これをもっと簡略化したのが大陸中国。漢字を勉強している欧米人の学者は本当に困っているんです。卑近な例で申し上げますと、例えば「圧」、一つ点を打つか点を打たないかだけの違いなんです、大陸と日本の差は。しかも、この場合は例外的に日本の方が一画多い。

それから、「宮」というのはこの口の中に1つ「ノ」の字があるかないか、「写す」というのは横の棒が抜けるか抜けないかだけの差、こんなものは、と言っていると言語学者に怒られるんですけども、統一できないものかと強く思いますね。しかし、今となっては容易ではないでしょう。国語学者はそれぞれの国の国語を背負って大変厳しい人ばかりで、それぞれの御持論がありましようから。戦後、新しい中国ができて、当時、周恩来さんから両国の漢字を共通化してはという呼びかけがあったやに聞いていますが、いずれにせよ漢字を他の世界に広めていくという意味においては共通化できる場所はその部分だけでも共通化したらどうかなというふうに思いますが、これは脱線です。

先ほど来、留学生、就学生、私はこの人たちは「未来がこの日本に遣わした大使」だといふふうに言っているんですが、非常に大切な人たちだと思うんです。

そこで、最近よく新聞に出ている日本政府（法務省等）が、審査について大変厳格な措置をとるようになった。それはそれで大義名分があるわけですから、それに異を唱えようとは思いませんけれども、1つだけちょっと気になりましたのは、例えば私のおります早稲田大学で4月から英語だけで授業をしようという国際学部というのを立ち上げようとしています。

ところが、新聞情報によれば、日本語のレベルを厳格に審査するということが留学生について書いてある。これはやはり日本の、先ほど来のキャンパスを国際化していく。早稲田などは、全部英語でやろうと学部を立ち上げようとしているときに、日本語ができないと、およそ日本にはいられませんよということであるとすれば、ちょっとその部分は時代に逆行するかなというふうに思うんですね。

就学生の場合は、日本語を勉強する人たちですから、ある程度の日本語のレベルを試すのはいいでしょうけれども、それ以上の人についてどの程度日本語ができないとおよそ日本へ来られないということであれば、私は明らかに時代に逆行するような気がいたします。

それも含めて、厳格な措置というのは私はそれに異を唱えようとは思いませんけれども、やはりそれと同時に、アメとムチというところちょっと言い方があれですけども、やはり温かみのある措置も同時に是非行政の方で取っていただきたい、行政だけではなくて、ローカルなコミュニティー、社会全体も含めて、ムチの方だけが突出するというのは私はとてもいかぬと思うんですね。

例えば、よく聞くのは、留学生で言えば、各大学に留学生の相談の窓口があるけれども、およそなさっているのは片手間の先生方で、留学生のきちとした相談相手というのは、何も偉い先生である必要はないんだけど、しかし、ある程度時間の余裕を持った、相談の術を心得た親身になってなさっていただく、そういう人こそが必要なので、何々学部の何々教授が、片手間に何時から何時までという話ではないんだと思うんですね。そういうことが、なかなか大学ではなされていないということをよく聞きます。

それから、浜松は別として、やはりローカルなコミュニティーで地方自治体、それから私はアメリカにいたときにつくづく感じたんですけども、さっきの日本は変わるという、しかし難しい。

私は育ち盛りの子どもを連れていったんですが、何が起こったかということ、近所の人が出てきて、学校どうするんですか、いや、今困っている、言葉の問題もあってと、いやいやそれは通訳をとりあえず付けますからと言って、要するに、その地域のコミュニティーにそういう温かさがあって放っておかないんです。これは何も行政の問題でも何でもなし、先ほど来の日本が変わるか変わらないかという温かさの問題で、私が住んでいる近所にどこからか子どもを連れて夫婦が出てきても、とてもとてもそんなことにはならないと思うんですね。日本人としての近所の付き合いだって今はない、そういう時代になってきていますから、なかなか難しいなと思いますが、そこはやはりアメリカは日曜日は教会に行く習慣があったり、なかなか日本にないものを持っているような温かさという面を持っているような気がいたします。これは行政というより日本自身の問題だと思います。

それから最後に、国土交通省の方も来ておられると思うんですが、小泉総理等が観光立国ということをおっしゃり出して、遅きに失して、寺嶋委員もおられるけれども、私は非常にいいことだと思うんですが、これも私が付き合いがある中国人の話聞きますと、彼らが非常に不満を持って帰るのは、実は、日本に来てガイドを付けてもらう、観光バスに乗る、通訳が極めてお粗末なんですね。

いつかお話ししたと思いますけれども、中国も今は観光旅行ブームで、10年か20年後には、今は1,000万人が1億の中国人が外に出る、日本に今40万ぐらい来ていますから、そうすると10年後に500万人来る。とても通訳ひとつ手当てができない。

私は何を言いたいかというと、そういうときは就学生とか留学生、週末ぐらいは何か工

夫して、そういう職に当てるということができないかと思うんですけれども、ガイド業の世界なんてとてもそれは許されないんだそうですね。外国人が国家試験を受ければ別ですけども、ですから、もう少しそういうところの工夫が必要。

とにかく、せっかく日本に来たはいいけれども、1つの大きな不満は、ガイドが非常にお粗末だということで帰っていくようです。これは観光立国ということ言えば、それだけではないと思いますけれども、そういうことができないかなというふうに思います。

手塚部会長 今の点いかがでしょうか。

寺嶋委員 中国語の通訳というのは、確かに全く数が足りないんだろうと思います。ただ、最近の学生の傾向としては非常に中国語を選択する人も増えていますので、やがて時間が解決するのではないかと思うのです。言語政策の問題に入りましたので、さっき触れなかった部分をちょっと申し上げます。地域で長期に在日しておられる外国人、特にブラジル系の方が多いようですけれども、こういう方に対しては、成人であれ、生徒であれ、いろいろなレベルで教育をしてあげなければいけないと思いますし、それが先ほどの文化ギャップ等乗り越える一番大事な手段だと思うのですが、考えてみると2つ重要なポテンシャルがあると思います。1つは日本の大学でもポルトガル語を取っている学生は少ないと思いますけれども、スペイン語なら随分います。そういう学生が教育実習のような観点から、ボランティアで夏休みとかに地方へ行って子どもたちに日本語を教える。相手は必ずしも子どもでなくてもいいでしょうけれども。そういう機会を与えることによって、彼ら自身の会話能力が上がると思いますし、子どもたちにも大変いいことではないかと思うのです。

もう一つは、先ほどもお話が出ていましたけれども、かつてそれらの国に在勤者したことがあり、日本へ帰ってきて定年を迎えた人たちというのは相当多数にのぼると思うのですが、そういう方々のボランティア活動を、もう少し国なり自治体が力を入れてオーガナイズできるのではないかと考えます。

それから、先ほど谷野委員がおっしゃった漢字の問題のついでに、私もこれに関して脱線させていただくと、特に中国との関係で非常に日本人がハンディキャップを負っているのは人名とか地名を日本語読みしてしまっていることです。なぜか韓国の人名や地名はある時期から原語読みしております。中国人はもちろん、第三人である欧米人と話をするときでも、彼らは中国語読みで人名や地名を言いますけれども、それが我々には通じない。日本ではなまじ漢字の日本語読みができてしまうものですから、原語がいつまで経ってもわからない。あの使い分けというのは誰が決めているのかよくわかりませんが、例えば、NHK始め報道関係者が一斉に切り替えてくれれば、その点は随分助かるのにと常日ごろ思っております。

新居委員 大体報道関係、新聞などがルビを振ったりなどして読み方を変えるんですけれども、一遍に変えちゃいますと、読者から、特に年配の方からは、反発を食うんですね。

韓国の人名・地名については、北朝鮮はもともと現地読みだったので、韓国についても

改めようということで、一部の新聞社がそうし始めるとそれにならって各社とも現地読みになった。中国についてもいずれはそういうことにだんだん慣れていけばそうなると思いますけど、これは時間がかかると思うんです。

佐藤委員 西原先生がおっしゃった言語政策をつくるというのは大賛成です。

それから、もう一点は、先ほど北脇委員の方からお話がありましたけれども、外国籍の子どもの教育の理念というものをどうつくるのか省庁を超えて、例えば、アメリカはそうやさしい多文化教育をやっているのはアメリカ国民にするためですから、例えば、イギリスは最近では多文化教育から反人種差別教育から市民性教育をやります。つまり、もう多様化の時代ではないと、どういう市民をつくっていくのかということが理念になっているわけです。かなり先を行っているわけですがけれども、では、日本でそういう理念とか目標、つまり私たちが拠って立つべきものがあるのかどうか、ですから、場当たりのな、非常に対症療法に終わってきているんだろうというふうに思うんですね。

ですから、その2点を確認した上で、こういう教育の問題ですから、子どもというものを中心で考える必要があるんですね。子どもの就学形態を考えますと、先ほど北脇委員が見事にやってきていただきましたように、日本の公立学校に行っている子ども、外国人学校に行っている子ども、最近はダブルスクール化が進んでいるというのも事実ですね。公立学校に行って、日本の補習校みたいなものです。ブラジル人学校に行っている子どもも増えてきている。それから不就学の子ども、それぞれに対してどう対応していくのかという議論が必要だと思うんですが、例えば、公立学校に行っていて、私たちが一番感じるのは、不登校になっていくのはやはり中学校前後だと思うんです。そうすると、やはり中学校前後の子どもに対する日本語教育をどうするのかということ、これは文部科学省では来年度から本格的にJ S Aの中学校版をつくるというふうになっておりますので、ようやく着手され始める。つまり生活言語は日常会話ができるんですけれども、勉強になっていくとできない子どもがほとんどなんですね。

普通、我々が見ていてもほとんどしゃべるんですね。ところが、実際の授業になるとほとんど理解できない、つまりそのためのカリキュラムはどうするかという議論はこれから必要になってくる、そういうようなものはようやく対応できるようになってきているというのが1つ、これは事実ですけれども、。

それから、外国人学校に関しては、北脇委員がおっしゃったとおり、これは都道府県の所管事項ですね、各種学校になるというのは。ただし、やはり先ほどおっしゃった校地や校舎を自前でつくるということは別にしても、やはりある一定の歯どめをかける必要は私はあると思っているんです。つまり、何が何でも外国人学校全部認めるといわけにはいかないだろう、つまり、塾的なものもあるわけですから、そういうある種の条件を踏まえた上で規制緩和を図っていく必要があるのではないかと。

例えば、ブラジルなどの場合には、在日ブラジル人学校協会が発足していますね。つまり、そういうような形で相互のものを見ながらどういうふうにしてその学校づくりをして

いくのかということ、やはりそういうところで議論をしていただく必要があるのではないかとこのように思います。

それから、不就学に関しては、議論を少し分ける必要があって、全くドロップアウトしている子どもと、つまり経済的に行けない子どもというのが多分あると思うんです。例えば、長野などではサンプラザプロジェクトというのは、企業から寄付金を募って、子どもに対して第三セクターでお金を集めて、それを子どもの教育に還元していきこうという動きがありますけれども、そういうようなものを少し不就学の子どもに分ける必要があるということと、ブラジルでは、物の本によりますと、私もブラジルの子どもに聞くことがあるんですけども、公立学校のドロップアウト率が10%を超えるというふうに聞いているんですね。

ですから、いわゆるドロップアウトしても、しかし、それを回帰するルートがあるわけですね。つまりそのルート、例えば一番わかりやすいのは補習学校、つまり青年成人教育の中でその学習をまた再度展開するような場がブラジルでは実際あるわけです。つまり、その辺のところでは日本語教育だけに特化しないで、生涯学習という観点から、そういう子どもたちのための教育の場、例えば、夜間中学でも夜間学校でもいいと思うんですけども、つまり、そういうようなところにどう私たちが対応していけるかということ、少し議論していく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

西原委員 先ほど、北脇市長がおっしゃったことなんですけれども、いわゆるコミュニティーアクセスです。適当な日本語が思い浮かばないんですけども、先ほど、谷野委員がおっしゃったこともそんなようなことだし、塚田委員がおっしゃったこともそのようなことに結び付いていくと思うんですけども、地域が新来者をどのように迎え入れるかということに関連してモデルを作る必要があるのではないと思うんですね。移民を受け入れている国にその例を既に見ることができると思いますけれども、日本でも、やはり省庁を超えた範囲、自治体を超えた範囲で、新来者を受け入れるために、こういうことができ得るというモデルを、成人に対してもする必要はないかなと思います。その中に言語政策的に言えば、例えば、すべての新来外国人というか、日本語非母国語者に対してX時間の日本語教育のチャンスを与えようということが1つあり得ると思うんですね。100時間でもいいし50時間でも、そのことがモデルケースというふうになって、一部は受け入れ企業が経済的な負担を負うということでもいいかもしれない。国の、または自治体のお金が半分入るということでもいいかもしれないけれども、日本語を学ぶ権利というのを、新来者に保証するというようなこともコミュニティーアクセスという概念の中で1つ実行されるべきことではないかなと思いますし、先ほどのごみの捨て方とか、そういうことについても、例えば、そういうコーディネートをする人が、自治体の中にいて、ある人が外国人登録をしに来たときに、その人に例えば2時間レクチャーをする、一緒に街を歩いてあげるサービスをするとか、そういうようなことが制度的にモデルとして付いていけば、先進

的な浜松のようなところが手探りでなされたようなことを後からついていく自治体が同じ手探りをしなくても済むというふうに思います。

手塚部会長 今の御意見で、割と今、高齢社会で元気のいいお年寄りが増えて、その方たちが学ぶ意欲が強くて、自治体ですごくいろいろなものを学ぶ教育というのがあるわけで、その場合に、日本語教育というだけではなくて、例えば、料理を一緒にやるとか、盆栽だとかそれこそいろいろなことがあるわけですが、そういうものをやる中で、一緒に外国人の方たちが出てきてやっていただけるような、そういうものが必要、公的には、ドイツなどではフォルクスホップシューレと言って市民学級があって、そこに行く外国人もドイツ人もみんな一緒にまじって、同じように、例えば、料理を一緒につくって食べながら話をするとか、友達になっていくとか、そういうことがあるんですが、これからはそういうことも大いにインフォーマルではあるけれども、自治体がいろいろやっていく中に、地域の住民として外国人が入って、一緒に何かやっていくということをもっと進めていかなくちゃいけないのかなという感じを、西原委員のお話を伺いながら感じました。

西原委員 それから、文化という場合に、私ども文化のギャップというところとエスニシティの違いだけを考えますけれども、文化の要因というのは実はすごく卑近なところにもあって、世代の差も性の差もそれから職業の差も、すべて文化の要因でありますから、文化の違う人のためにサービスをするというのは、実はすぐ隣にいる人に対する理解であり、サービスであることで、根っここのところは同じ精神で生きているはずなんです。それを踏まえて、これから高齢化する第二の人生の方々にそこで頑張ってもらって、それをもう少しモデル化するというようなこと、今おっしゃったようなことは非常によいことです。先ほど、漢字のちょっとした差が不理解を生むということがありましたけれども、これは盲の人に対する点字ですとか、ろうの人に対する手話ですとか、そういうところにも同じ根っこがあって、同じように苦労している人たちが、言語の障害を負っているわけです。ですから、そういうようなところにも同じサービスが行き届くということと、文化ギャップを超えるということは、根っこは同じものだと思います。

朴委員 三重県の鈴鹿市、それから愛媛県の豊田市その周辺には本当にたくさんの外国の、特にブラジルとかペルーというのは多いんですけれども、幾つか調べてわかったことなんですけれども、その家庭の世代差というか、価値観の差が家庭内の価値観の差というものでものすごく悩みが多いということがわかりました。それは、何であえてここで申し上げるかということ、子どもたちは国に帰りたがらないんですよ。

どうということかということ、日本に来ている子どもたちが年とともに成長していくということは、外国人でありながら日本人です。だから、自分たちは、この国が第二の自分の国であって、ここでずっと住みたい帰りたくないという子どもがかなり多い割合を占めています。地域によって少しずつ差があるんですけれども、直接、間接的にインタビューしてみると10人の半数以上は帰りたくないと言っています。それはどういうことかということ、そういったような子どもたちが、例えば、小学校のレベルではある程度付いていたりあ

るいは地域によってはNPOとかいろいろな方々が一時的に放課後1時間か2時間か宿題を見てくれたりいろいろなことをやっているんですが、中学、高校になってくるとこれはとてもじゃないけれども、ボランティア・ベースでは手に負えない場合が多くなっていて、それと自分というものが何かというのが芽生えていきますと、非常に揺れているところでの精神的なカウンセラーを必要とするところに、親は忙しい、それから親と自分の生き方はまるで違うんだということを認識している、そういった社会に対する心理的な精神的なケアが非常に足りないわけなんですね。

だから、申し上げたいのは、外国人でありながら、日本人化している子が多くなっているところで、この教育というようなものをどういうふうにするのか、全く日本人と同じような義務教育してやっているけれども、家に帰ったら異文化の中に住んでいて、学校に行ったらまた日本の文化の中にいなければならない。そういったような子どもたちへのケアは、やはり総合的に考えなきゃならないし、先ほど部会長がおっしゃったように、地域でいろいろな経験を踏んでいる、シルバーというか、そういうノウハウを持っている方々の力も必要だと思っているので、私としては教育というものは、学校教育だけではなくて、家庭教育、それから生涯教育としての社会教育というものが、総合的に考えるという時期に来ていると思いますし、それを幾つかの成功事例でもきっとあるでしょうから、そういったことで、共通項という部分と、それと地域に合うものと合わないもの、うまく判別して各自治体が有効的につなげていくような部分をつくる、まずそれを考える場づくり、そういうのが先決ではないかというふうに思っています。

手塚部会長 それをまとめるのはやはり自治体なんじゃないかな。

北脇委員 今の言語政策とかコミュニティーアクセスのお話を聞いていて、私も触発される場所が大変多いわけですが、確かに、日本語教育とかいろいろなルールを外国人に伝えることなどは、自治体の手探りでやっているんですが、私はやはりそこにいわゆる国家政策としての考え方が必要だというふうに思います。言語政策のことについては、我々は余り政策領域として普段意識することが少ないんですけども、やはりそれも国の政策として明確であるべきだと思います。国のというところとちょっと誤解を招きがちのところがありますが、政府の政策といってもいいかもしれませんが、仮に政権が変わっても、基本的なことは受け継がれていくというレベルでの1つの国としての言語政策というものはあるべきだと思うんです。

それから、コミュニティーアクセスということについても、先ほどのアメリカなどに行った場合に、非常に地域社会に受け入れられるために、手が差し伸べられるということ、私も経験していますけれども、では、なぜそうなったかというのが、私はつまびらかにしないんですけども、単に、積み重ねでそうなってきたのか、それとも、アメリカの国として、何か1つの基本的な政策みたいなものがあって、そういうものの中で実際の実践者としては、地域の人がやっているということなのか、その辺のところはいろいろ研究していく必要があると思うんです。

ですから、日本の国においても、我々は勿論第一線にいる人間として試行錯誤をやりま
すけれども、それだけではなくて、国の政策としてどのように外国人たちを受け入れてい
くかということについての基本方針が必要ではないかと思うんです。政策というときに、
決して我々は別に小さい補助金を出してくれとか、そういう意味の政策ではなくて、ただ、
外国人をどう受け入れるかという基本的な考え方という意味での政策ということが必要だ
ろうと思いますし、そういうことの議論は、まさにこの審議会での議論の非常に重要な部
分ではないかと思います。

手塚部会長 どうもありがとうございました。

谷野委員 お役所の方が見えているから申し上げるのですが、先ほど来出ている就学生、
日本語を勉強するために来る人たち、この人たちについて、かねてよりこういうことはで
きないかなと思うんですが、なかなか簡単ではない。それは、就学生は留学生と違って、
いろいろな面での日本の国から受ける待遇がおとっている。例えば、学割制度が全く使え
ない。さっき、この人たちも「未来が遣わした宝物・大使」だというふうに申し上げまし
たけれども、この人たちにも大いに日本の国内を旅行してもらって、日本のことを勉強し
てもらいたい。ところが学割が全く使えないんですね。就学生というと何かまだまだ日本
語学習にかこつけて、夜の街で働いていると言ったイメージが一部にあるかもしれませんが、
例えば、御記憶のように、3年前だったか、新大久保の駅で線路に落ちた日本人を助
けようとして飛び込んだのは高麗大学から来ていた学生だったんですね。それで一命を落
とした。彼は高麗大学を1年休学して日本語を勉強したいということで志を持ってきてい
た。就学生の多くはそういう志を持った人たちです。日本語を勉強してみようということ
だけでもありがたいことです。これからのアジアとの関係を考えてみても、この学割の問
題は何とかできないかというふうに思います。役所の方が見えているので、あえて申し上
げました。

塚田委員 1点だけです。文化ギャップとか、習慣とか道德とかということと、例えば
教育というのはちょっと違うのではないかという気がします。例えば、外国から子弟を連
れて見えますよと、あるいは日本で子どもさんが生まれましたよというときに、その親は、
その子どもに教育を受けさせる義務があるのかどうかという話があります。その人たちに
義務づけるのであれば、当然のことですが、我々はその機会を提供しなければならぬ。逆
に言うと義務が出てくるわけです。

そういう点で言いますと、私どもは外国人がお見えになり触れ合うときに、それは旅行
者でお見えになる方もいらっしゃるかもしれませんが、今、特に議論しているのは、
勉強であったりあるいは高度な技術を持っていたり、そういう方がお見えになっているわ
けですけれども、その本人だけに注目して、来ていただいたらいいなという話になるん
ですけれども、実は人というのは、1人だけを輸入する、と言ったらおかしいですけれども、
日本に迎えるわけにはいかないわけで、それは家族があったりということなので、当然の
ことながら、多分、義務づける。あるいはそれに対してこちらが提供するということが付

いて回る話だと思います。

そういう点で言うと、ちょっと文化ギャップとか、習慣とかあるいは道徳とかとやや違って、社会保障、医療とか年金とか、保険とかをどうするのかということにかなり近いことなので、そういうコストははっきりかかるんですよということを、やはり国民としてというか、日本として認識して事を進めないといけないのかなというふうに思います。勿論、そういう中でボランティアの人にどう活躍してもらおうかという工夫は当然必要だと思います。

以上です。

佐藤委員 義務化するということは、さっきの理念の問題につながりますけれども、つまり公教育をどうするか、国民教育をどうするかという議論になるんですね。つまり。もうそろそろその時期に来ているのかもしれませんが。ただ、その枠組みを変えない前に義務化するということは、現状のまま受け入れるわけですから、つまり、何ら対応しないままに受け入れてしまうということは非常に大きな問題をまた再生産してしまうという問題が出てくるわけです。ですから、義務化するということは、公教育なり国民教育の議論に結び付けていく。

そして、北協議員がおっしゃったように、それが恐らく国家政策としてこれから必要なのではないかということだと思うんですね。ですから、その議論をもう一度、それは非常に抽象的で遠い議論のように思いますけれども、その原点に立ち返っていく必要があるのではないかと。国民とは一体何なのかということですね。さっき日本で生まれ育ったブラジル籍の子どもが日本人、永住化、帰化という道もあるかもしれませんがけれども、永住権の獲得というのはあるかもしれませんがけれども、つまり、その国籍だけでやれるのかどうという議論も含めて、その辺の議論はないままにしまうと、非常に問題かなというふうに感じますけれども。

手塚部会長 いずれにしる義務教育は目下のところは無償かつ無条件だということは文部科学省も明言しているんですけども、しかし、具体的にどうするのかということについて、一步踏み込んだ議論が始まらないと話にならないということだろうと思います。

その点で、今、大分時間も詰まってまいりましたので、今の議論をまとめさせていただきますと、まず、子弟の問題につきましては、公立学校等での受け入れも積極的に行うと同時に、違う外国人学校みたいなものも育成していけるようにしていきたい。

それから、義務教育については、義務づける以上は、どういう子どもたちが市民になってもらうのかという理念まで議論されるところに来ているのではないかと。それ以外に、地域の役割というものも御指摘がありましたし、これらの点を含めて、なお御検討をお願いしてまいりたいと思います。

ただ、第2点目については、このぐらいで切り上げさせていただきまして、それでは第3点目の意思決定プロセスへの参画という問題でありませんが、これにつきまして御議論いただきたいと思います。

問題がどういうところにあるかという所在につきましては、浜松の外国人市民会議など多くの自治体では、外国人が地域社会に参加するために、外国人会議というようなものが設置されております。これらの点は資料等々に配布させていただいておりますけれども、自治会に提言を提出するといったこと、それから住民投票によって永住外国人の投票が認められるというようなことも最近ございました。

それから、団地や先ほどの地域の自治会等々に参加する形での日本のコミュニティーとの接触を図ることが勿論重要であります。ただ、そのためには外国人の側でも日本語ができる、そういう日本のことを知っているキーパーソンも必要だろうというぐらいに思われます。この点でもまた浜松市長の北脇委員を煩わせて恐縮でございますが、少し議論のポイントになる点をお願い致します。

北脇委員 意思決定プロセスへの参画という問題については幾つか論点があると思いますが、1つは、外国人に対する地方参政権の付与という問題があると思います。これは、各政党から法案が提出されたりしておりますので、国会の場でも議論になっているのは御案内のとおりだと思います。私自身の考えを申し上げますと、外国人の地方参政権の付与を考える場合に、外国人と一口に入っても、ある程度納税の義務とか、市民と言える内実が伴っていることがやはり前提になると思いますので、そういう意味で、あらゆる外国人にという意味ではなくて、少なくとも永住外国人というような方を対象に考えていくべきことではないかと思います。

ただ、このことについては、まだ、市民の間でどうするべきかという意識が1つにまとまっているというような状態ではないというか、関心もそれほどまだまだ高くないので、浜松市としては、市民の動向を見守っているというのが現状でございます。そういう中でも、できることはやっていこうということで、先ほど御紹介させていただいたような外国人市民会議というものを設置をしております。これは、公募で10人の委員をお願いをいたしまして、常設の形にして、さまざまな提言をすると同時に、また、行政の側からも市民会議のメンバーにいろいろな情報提供することで、外国人の1つのコミュニティーの中にいろいろな情報を提供していくという役割も担っていただいているところでございます。

それともう一つ、意思決定プロセスへの参画の問題としては、地方公務員採用における国籍条項の問題があります。これも今、うちとしては旧自治省の見解に沿った段階でやっているのが現状です。旧自治省の見解というのは、公権力の行使に携るような一般職については、外国籍の職員を採用することは問題があるということで、そういう公権力の行使に当たらないような看護師であるとか、そういう専門職までは認めるというようなことで、実際、浜松市もそういう段階にとどまっているのが現状です。ただ、これについて私自身の考えとしては、公権力の行使にかかわるかどうかなんということは、余り線を引けるわけでもないですし、自治体としてやっている仕事というのは、市民サービスということで、余り明確な法律上の根拠はないのに、一般の法理であるということで、国籍条項にこだわるというのはどうかと、私は感じております。

そのようなところが問題点があるということと、あともう一つ付け加えれば、話としても、事実上のいろいろな意思決定過程に外国人の方が参画してくるためには、外国人のコミュニティ団体というものを大事にしていくことも必要だというふうに思っております。

そういうことで、フィリピン人の協会であるとか、中国人の協会とかベトナム人の協会、また、ブラジル人の協会もありますので、そういうところと市も十分に協力し合いながらやっていきたいというふうに思っております。そんなところが現状ということでございます。

手塚部会長 ありがとうございます。それでは、御発言のある委員の方。

櫻木委員 発言ではないんですけども、資料の中に、例えば、諸外国においてはどうなっているとか、それから、日本国内で、例えば浜松市のようなそういう会議を持っている市はどのぐらいあるかというデータは出ているんでしょうか。

手塚部会長 資料としては、今のところ39 - 1、2で網羅的ではないと思いますが、こういうものがあるということ調査をされたグループがありますので、それをごらんいただけたらと思います。少しずつはできていると思います。いわゆる北欧で出てきたオンブスマン制度みたいなものを正式に取り入れているところというのはないようですけども、実際にはこういう感じになっているということです。

西原委員 もう一つデータとして今度いただきたいと思っておりますが、先ほどちらっと出た職業的な制約というのが、日本国内でどのぐらいあるのかということです。例えば、国家公務員のどのレベルまで国籍が制限されるのかとか、それから、弁護士等の資格を持たなければならないような職業について国籍が現行でどのぐらい問題になっているのか、教員とかそういう職種ごとに大体のデータがあると、我々もどの程度そこが緩和されるべきかということ論じるときを目安になるかと思えます。もし、次回までにそういうようなことがデータとして整えられますと、私のように門外漢だと何もわからないでありますので、必要かなと思えます。

身近に経験しましたのは、国立の研究所の管理職の一番下に、外国人の同僚がなろうとしましたら、それは、外国籍なのでだめだということになったということです。この人が国家機密に触れるようなことをする可能性があるだろうかと思ったのですが、そういうことが実は制約として存在していたということを見聞きした経験がございます。

手塚部会長 国立大学と国立研究機関は今ほとんど独立行政法人化されて形が変わりましたが、国立大学と国立の研究所の研究院についての外国人を受け入れる法律、特別法ができております。ただし、その中に管理職にはなれないという規定があったものですから。

朴委員 それがちよっと変わってしまっていて、例えば三重大大学の場合、今までは、大学の学長選挙だとか学部長選挙などに、私は外国人である理由で選挙権はあったんですが、立候補できる被選挙権はありませんでした。ところが、4月1日からの法人化によってこれまでのいろいろな制約の枠がはずれて立候補できる、要するに被選挙権が得られました。

手塚部会長 独立行政法人化で可能になった。

西原委員 はい。ということデータをデータとしていただきたい。

手塚部会長 この次までに用意してみたいと思います。

谷野委員 それは、国公立の例えば、中学校、高校はどうですか。中学校で、例えば、教頭になれますか。

手塚部会長 ええ、教頭は駄目です。

谷野委員 「当然の法理」というのは、昭和二十何年かの法制局長官の国会答弁。

手塚部会長 それが公権力の行使。

谷野委員 それにしがみついているわけ。法律でも何もありませんよ。

植本委員 今、お話を聞いていて、基本的なデータの存在といえますか、今、どのレベルまで進んでいるのかということでない、議論のベースが非常に行きつ戻りつになると思うので、そこは是非とももう一度議論をする場所を持っていただけたらと思います。ただ、先ほど北脇委員からありました表明については、私自身も、自治体の職場でいろいろと要求してきた側として、同意できる内容がたくさんあると思っています。

1つは、地方参政権の問題についてです。いわばどういう条件を設定をするのかと言う段階だろうと思います。やはり国政への参政権と地方参政権は、少し違うという位置づけも大分浸透してきて、地方参政権については、どういった線引きで認めていったらいいのかという議論に入っていているのではないのでしょうか。そういう割切りの世界でまず一歩踏み越える必要があるだろうと考えているのです。

そのときの、踏み越える基準についてどのように考えるのかという点ですが、納税というのは、何か昔の参政権、戦前に納税をした男性だけに与えるという、あの差別性を思い出してしまう。その辺のところも含めて、見極めていく議論をしていくのが大事だと思っていますが、いずれにせよ早期に認めるというスタンスをやはり確認をしたいと私自身思っています。

もう一つは、地方公務員の採用についてです。国籍条項、実は大阪で外すときも、ここまでここまでと毎年毎年行きつ戻りつしました。新しい職種の採用をするときに、どうするんだと。陳腐な例としては、経営工学職という職を設けたときに、これはS Eの職ですけども、まずその新しい職を選考採用職とし、そして選考採用だから、国籍条項なしでやりました。しかし、少し人数を増やさないといけないことになって、それで、人事委員会の競争試験の枠の中に入れて、途端に国籍条項ありと後退した形になりました。そこで、「何ということだ」ということで、翌年外させたという経緯があるんです。行政の中の仕事の線引きということ言えば、公権力の行使や公の意思形成に参画などということをする人たちは、一体どういうレベルの人たちなのかという議論をしました。大阪府の場合は、ラインの部長は10人しかいないわけです。1万6,000人の中の10人に全員がなれるなどということを前提の採用試験はおかしいということで、採用段階では外そうという議論をしました。それは最終的には同じ部長級になったときに、つまり、その方が採用さ

れて20年以上経たないとならないわけだから、そのころにはひょっとしたら国政への参政権も含めて認められていることもあるだろうから踏み切れということで、えいやで踏み切ったわけでありませう。

関連して言えば、地方分権推進一括法が2000年に施行されて、地方自治体の仕事は自治事務と法定受託事務という形に変わり、自治体の成り立ちも変わってきているわけですので、従って、国籍条項は取り払うということを前提に、きちっと理論整理をする時期に来ていると感じていますので、そこは明確に姿勢として打ち出すべきではないかなと感じています。

手塚部会長 どうもありがとうございました。

今の点、いわゆる公務員への就任権、就任をする、あるいは学校の先生も含めてそういう問題、それから民間も含めて先ほど御質問があったいろいろな職種がございますが、それについて、国籍条項ということではないんですが、いろいろなバリエーションがあることも事実で承知しておりますので、例えば証券取引所の立会の権利というようなものもごく最近認められて、今までは日本のいわゆる業者しか認められないというようなことであったりいろいろありますが、そういったものも含めて、次回までに少し事務局の方と協力して調査をしてみたいと思います。

櫻木委員 できれば、また諸外国のことを言って申し訳ないですが、幾つかの都市との比較をしていただければ、上中下とあるかもしれませんけれども、非常に参考になると思う、職業制限も含めてです。

朴委員 1つよろしいでしょうか。これは1つの参考になるうかと思うんです。いろいろな面で必要とする人材をどういうところで求めるかを考える必要があろうかと思うんです。理想を言えば、日本人として自分の力をフルに発揮して、日本の発展、あるいはアジアの発展、世界の発展につながるような人材を求めるのが一番理想なのかもしれません。しかし、国際化によって人がこれだけ動いている中で、1つの考え方や理念だけで通用できなくなったのも時代の大きな流れだと思っているんです。開かれた国際社会に通用する日本をつくるために必要とする人材であるならば、日本の社会の仕組みにどこまで認めるのかということをして是非オープンな形で考える、本当に先進国としての日本のスタンスを盛んに出す勇気も必要なのではないかと思っております。開かれたシステムに入っている人の責任も要求される部分も踏まえた、是非開かれた、議論が行われることを切実に願っています。

手塚部会長 この部会の1つの基本的スタンスだと思いますし、その点ではどうぞ部会長の私が申し上げるまでもなくおっしゃっていただいたので、大変ありがとうございます。

それでは、時間の関係もありますので、最後に、これはいろいろ議論があると思いますが、皆様に事前にお送りさせていただきました、私どもちょっと考えました在日外国人問題の関連、答申のポイント、こんな点をこれからということで議論をしていく、ポイントだけ提示させていただきました、この2枚の紙がございますが、いかがでしょうか、御意

見をちょうだいできましたら挙手をお願いしたいと思います。

今まで大体御議論いただいたことにほとんどあると思いますが、あとは、2枚目のところに少し、今日議論いただかなかった、例えば、社会保障の問題とか、研修や技能実習制度、そういったものが入っております。

植本委員 今ちょうど御紹介のあった不法就労の抑制と社会保障の網羅化の項目なんですけれども、項目の書き方だけを見れば、今まで議論した内容と少し違うのかなとか、こういう議論はしていないと思うようなことが項目として書かれていて非常に驚いたんです。ちょっとここの内容の趣旨について、今日は多分時間の関係で無理ですけれども、例えばペーパーを出させていただいて、次のときに議論をするというふうなことでよろしいでしょうか。それとも今少し申し上げれば大分時間がかかりますが、そのことを含めての取り扱い、特にここの項目については、取り上げることも含めて議論があると思います。例えば、この年金・健康保険のセット加入の廃止という項目になっていますが、そういう見出し付けでいいのかどうか、これは内容を規定しますから。それだと、これではだめだよという意見を申し上げなくてはなりません。ここの項目はそれぞれの項目について意見があるんですが。

手塚部会長 そうですね。それから、不法就労の抑制と社会保障の網羅化というのは別にした方がいいと思いますね。

植本委員 そうですね。

手塚部会長 今、気がついたんですけれども。そういうこともありますので、それで、これらの点を含めて、ほかに何か御意見でお気づきの点で、むしろ御議論いただいた点ではないことで、今、例えば、査証制度の実現の問題、それから、その他外国人のイメージ改善とか、そういったことが挙がっていますが、前の1ページ目は今まで御議論いただいたことにつながると思いますので。

北脇委員 1ページ目のところで、1の現状認識の(2)で、人権的見地も踏まえ、早急な解決が必要となっているという表現がありますが、ここで人権ということが出てきているので、ちょっとお尋ねをするんですが、私どもの自治体でも、人種差別撤廃といいますが、外国人に対する差別の禁止ということ、このことも1つの課題になっております。これについて政府の方針というのは、勿論、人種差別禁止条約は批准している。しかし、その法制化ということについては、表現の自由に抵触する部分もあるので、法制化はしないという見解だと思えます。

しかし、残念なことに、浜松市でそういう人種差別に関わる訴訟があって、原告が勝訴したんですが、そのときには、条約の内容をそのまま民法の規定に取り込んで、それで損害賠償ということをも認めたということになっているんです。ですから、そこら辺のところを、やはりこれは政策の問題としては本当に条約を批准したというだけで、あとが民法の条項を通じて、社会に1つの規制といいますが、規範として適用されるということでもいいのかというところは、非常に大きな議論の余地があるというふうに私は思いますので、も

し、そういう議論をする余地というのか、余裕というのがこの審議会にあるのならありがたいなと私は思います。

手塚部会長 いかがでしょうか。それで、むしろ今日2枚目の点も含めて、ちょっと予定の時間をオーバーしておりますが。

谷野委員 ほかの委員の方々が、どういうふうにお考えか次の機会に伺いたいんですが、私もふくめて、先回、一、二の委員の方から、-これは時代に逆行する話なんですけれども-この際、外国人庁といったものを政府の中に造ることを真剣に考えてみてはどうかということです。今、ヒトをめぐる開国の問題で日本は第三の開国の時代を迎えようとしているのではないかと-ということであれば、私は政府の中に横断的、統一的にこれを見る、そういう組織があってもいいような気がするんです。また直ちにそれができないのであれば、内閣府に「室」を設けることから始めてもよい。例の男女共同参画局、私が現役のころあれは「室」でしたね、それが今「局」になった。それから環境省もあのころは環境庁。外国人庁というものをやはりそろそろ日本として国の姿勢を示す意味においても、考えるべきときに来ているのではないかと思います。これは行革に逆行する話ですから、なかなか難しいんですけれども、私は強くそう思います。

新居委員 それに関連してちょっと役所にお伺いしたいんですけれども、日本でいろいろな外国人にまつわる情報を今どうやって共有されているんですか、どういう仕組みで、例えば、かつては総理府に審議官室があって、そこで各省庁の調整はやったということ、この前お話があったんですが、今、それぞれ縦割で担当の、役所は役所同士でやっているのか、全体的な調整機関みたいなものは何かあるんですか。

手塚部会長 その点いかがでしょうか、事務局側、お願いします。

鹿取部長 外国人の問題については、内閣に議論する場がございます、定期的に会合を開いております。ただ、個別の問題、例えば、日系ブラジル人の学校の問題や犯罪に係わるような問題については、大使館あるいは総領事館が、個別の問題に応じてそれぞれ特定の官庁とで議論しているということだと思います。例えば、在京のブラジル大使館あるいは総領事館は直接法務省や厚生省と議論するときもあるし、また、我々と議論するときもある。個別の問題に応じてそれぞれ特定の省庁と話をしているという形だと思います。

新居委員 何か組織があるんですか。機関とか組織みたいなものが。

中山領外長 外国人課長でございます。

組織という形よりも、関係省庁が定期的に集まって議論をしているというのが実情でございます、そういう意味では、ほかの役所とは別にきちっとした形の組織があるということではございません。

手塚部会長 ですから、今のところは多分外国人庁という概念、谷野委員がおっしゃられたような総合的、統一的に国の、先ほども議論がありましたね。国の政策をもう決めなくてはいけないという時点なのに、考える場所がないということですので、その点を逆にこちらとしては提言させていただければという具合に思っております。

手塚部会長 いかがでしょうか。それでは、提言のポイントで。

塚田委員 このポイントのところ、導入部のところで、現状認識が書いてあります(1)(2)(3)、当然のことながら、提言部というのは、その現状認識を踏まえた提言部なんだろうと思うんです。それで、提言部の2つ目に「今後の検討課題」というのがあって、「少子高齢化を迎える日本経済の活性化」というのが入っていますが、少なくとも現状認識のところ、そういうことは別に書いてあるわけではないし、私も1、2回欠席しているので、この御議論があったのかどうかというのがよくわかりませんが、議論は余りされていないのではないかなと思うんです。勿論、今後の検討課題と書いてありますから、今後検討されるのかもしれませんが、その辺の経緯とか、それからもう一つは、括弧で「(経団連が本格的提言を準備中)」ということ、経団連の提言を受けて私どもは動くんですかというふうに思っちゃうので、どういう趣旨なのかなというのがよくわからない。

手塚部会長 これは参考まで。私たちは私たちが提言すればいいわけですから。

塚田委員 そうすると、今後の検討課題ということですが、おおよそどんな日程で、そうなるというふうにご答申の中に行くのかということをご今少し御紹介いただければと思います。

手塚部会長 それでは、残りの時間が少なくなりましたので、まず、当面決まっている日程だけ申し上げますと、第6回総会を3月31日の午後3時から、この会議室で開催させていただきます。詳細等々は事務局より御連絡いたします。

それから第4回以降、勿論、外国人問題部会は今のおっしゃられたような議論を含めてこれから問題提起して続けてまいりたいと思います。

外国人問題部会につきましては、日程が今のところ未定ですが、今後の総会での議論も踏まえ、別途事務局にて調整いただくつもりであります。こんな流れで、間に1回総会が入るということでございます。

したがって、その総会には私たちの外国人問題部会から具体的な提案ということまでまだ行かないと、そして、今日の議論をまとめて御説明申し上げるということだと思えます。

植本委員 わかりました。今御説明のあったように総会のところでは、まだこれは出されないという理解をしたらいいですか。

手塚部会長 はい。

植本委員 それと、先ほど冒頭にこの取り扱いについてヒアリングなどに入っていくと、その中に各省庁と日本経団連という例示もあったんですが、さまざまな言わば利害関係団体というべき団体、例えば労働組合とか、教育団体とかがあると思いますので、どういうところに意見を聞いたらいいのかということも議論の俎上に上せていただくというやり方もあるのではないかなと思います。

手塚部会長 それでは、そんな御意見を参考に、今後の部会を進めてまいりたいと思

ます。

なお、今日の議論につきましても、議事録を皆様のお手元にお送りさせていただいて、ホームページ等々に掲載させていただきますので、追って事務局の方から議事録案をお送りさせていただきます。御確認のほど、お願い申し上げます。

それでは、時間もまいりましたので、「海外交流審議会第3回の外国人問題部会」を閉会させていただきます。

どうも活発な御議論をありがとうございました。

(了)